

甲府市 介護サービスの整備に 関する基本方針及び 整備計画について

【第8次甲府市介護保険事業計画】

令和3年度（2021）
～令和5年度（2023）

I 基本的な考え方

本市ではこれまで、地域包括ケアシステムの構築の実現に向け、介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの基盤整備を進めてきました。

令和3年度からの3年間を計画期間とする第8次甲府市介護保険事業計画（令和3～5年度）（以下「第8次計画」という。）における各種施設の整備については、高齢者人口の推計値がピークとなる2040年を見据えた上、各日常生活圏域における地域密着型サービスの整備状況を勘案しつつ、適正な整備を進めるものとします。また、平成31年4月1日より本市が中核市に移行したことに伴い、介護保険法に基づく介護サービス事業所の指定・指導等の権限が山梨県より移譲されたことから、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の広域型施設についても併せて整備を進めるものとします。

令和3年度から令和5年度までの間における地域密着型サービス事業者及び広域型事業者の指定については、第8次計画のサービス見込量及び必要利用定員総数の確保、介護保険事業の適正な運営並びに事業者指定の機会均等を図るため、この基本方針に従い、指定候補事業者を選定するものとします。

なお、共用型認知症対応型通所介護については、既に指定を受けている又は新たに指定を受ける認知症対応型共同生活介護の事業所がサービスを提供するため、その選考については別に定めることとします。

1 指定の更新

指定は、6年ごとの更新制です。

2 市町村独自の報酬及び基準の設定

市町村において、国の基準とは別に独自の介護報酬（介護保険法第42条の2）や指定基準（介護保険法第78条の4）の設定を行うことが可能ですが、本市においては、原則として、国の基準のとおりとします。

Ⅱ 共通方針

人員、施設及び運営に関する基準、その他の関係法令を踏まえ、『住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる』ことを目標に掲げ、介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、地域のニーズに応じた在宅サービスと施設のバランスがとれた基盤整備、並びに将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量を確保する観点から、次のとおりとします。

1 整備区域について

地域密着型サービスについては、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えていくという「地域密着型サービス」の趣旨を尊重します。広域型サービスについては、市内全域とします。

2 家族・地域との交流の機会の確保

地域との交流機会の確保は必要不可欠であることから、開設にあたっては、地元自治会、近隣住民等に対して説明会を開催するなどして、同意が得られているものとします。また、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との交流活動計画があるなど、地域に開かれた運営であるものとします。

3 協力医療機関との連携

地域での生活を24時間体制で支えるためのものであることから、多職種との連携により健康管理や必要なときに適切な医療が受けられる体制、及び緊急時の対応といった医療との関わりが重要であり、運営にあたっては、協力医療機関等との連携が図られているものとします。

4 市との連携

事業者（法人）は、市への情報提供や各種事業の受託など、市との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものとします。

5 個人情報保護の取組み

事業者（法人）は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護法又は守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省医政局）の規定を遵守し、従業員に対し、個人情報保護に関する研修を実施するなどして、その徹底を図るものとします。

6 本市における指定基準

(1) 土地・建物について（賃貸借物件を使用して事業を実施する場合）

賃貸借契約期間は10年以上とし、契約期間満了時に双方意義ない場合は、契約が自動更新される旨の記載がされた契約とします。また、国の交付金に基づく市の補助金を受ける場

合は、30年以上の契約とします。

(2) 利用者の安全確保について

- ① 「地域密着型サービス」の提供については、3階以下の階層で行うものとします。
- ② 新耐震基準（昭和56年の建築基準法施行令改正以降の基準）を満たしていない建築物については、指定までに耐震補強を行うこととします。

(3) その他の指定基準

- ① 選定事業者は暴力団等反社会的勢力との密接な交際が疑われていない事業者とします。
- ② 補助金を受け事業を開始する場合には、補助金の交付目的を達成できるよう10年以上事業を継続することを前提とします。
なお、廃止又は転用する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、国の補助金の返還が必要となります。
- ③ 提案事項は選定に直結するものであることから、その内容は実現可能なものとし、事業開設後には、必ず実行するものとします。

Ⅲ 第8次（令和3年度～令和5年度）整備計画の概要

1 日常生活圏域の考え方

本市における日常生活圏域の考え方は、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス等の施設整備の観点から高齢者の日常的な生活圏に配慮するため、地区自治会連合会を基本単位として、日常生活圏域を設定しています。

また、地域包括ケア体制の構築及び地域密着型サービスの施設を整備していくためには、圏域ごとにある程度の人口規模を担保する必要があるとともに、日常生活の継続性が確保されるようなサービス体制の整備を図る必要があることから、第8次計画においても、第7次計画の日常生活圏域「5圏域」を継承していきます。

日常生活圏域	圏域内の地区自治会連合会の区分
西圏域	穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区
中央圏域	富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区
北圏域	北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区
南圏域	湯田地区、伊勢地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、住吉地区、中道地区、上九一色地区
東圏域	塚美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区

2 日常生活圏域ごとの『地域密着型サービス』の整備状況

第7次甲府市介護保険事業計画までの整備状況（施設数）						
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域	サービス事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	0	1	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	11	12	11	32	4	70
認知症対応型通所介護	1	3	3	7	0	14
小規模多機能型居宅介護	1	2	0	2	1	6
認知症対応型共同生活介護	4	4	6	10	6	30
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0	0	0	1	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	2	3	7	2	17
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	1	0	0	1	0	2
圏域ごとの事業所数	23	24	23	59	15	144

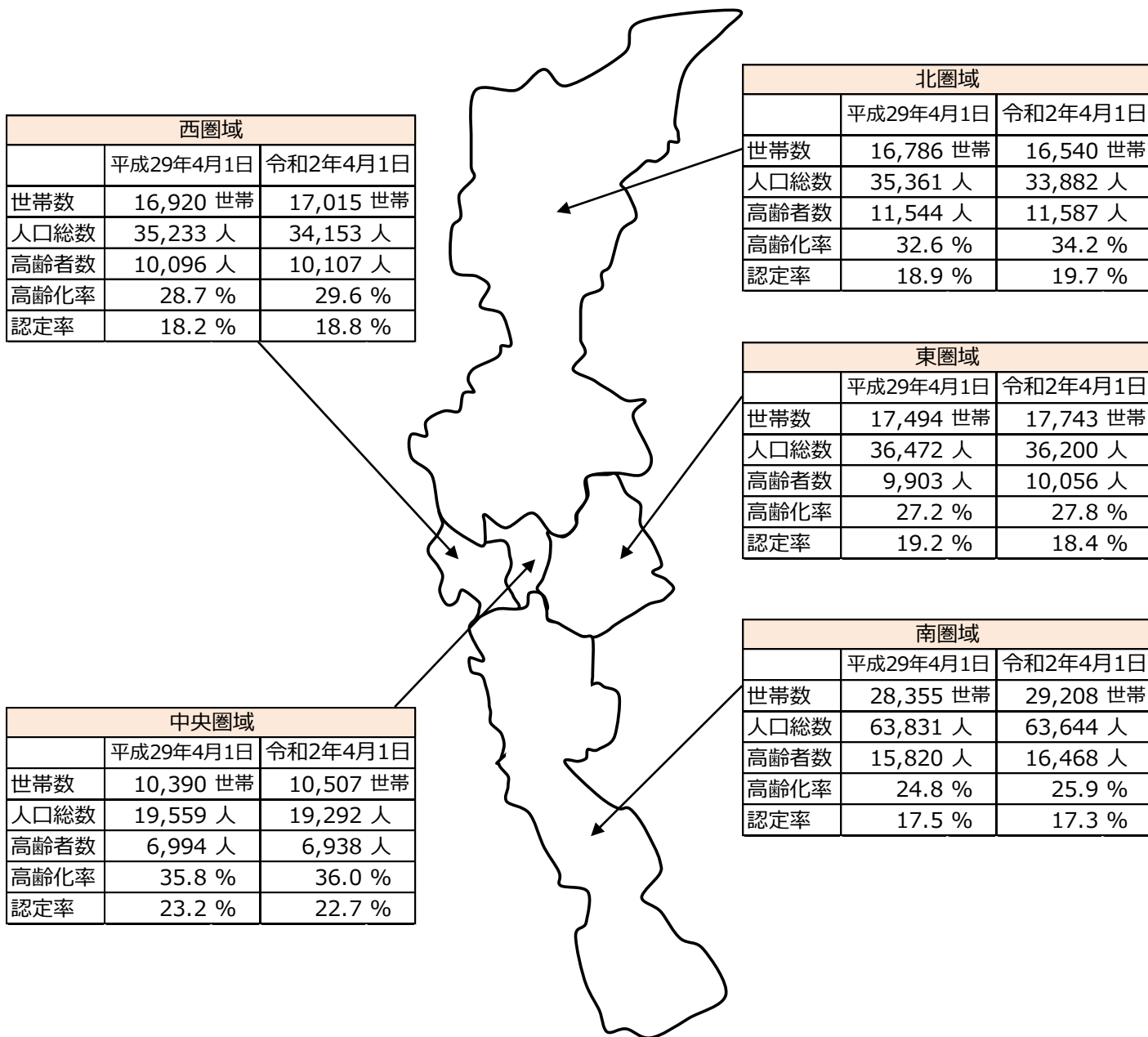
地域密着型サービスについては、第8次計画において、日常生活圏域ごとの高齢化率・認定率等と将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量の確保等を勘案し、日常生活圏域における施設整備を行います。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を除く『地域密着型サービス』は、日常生活圏域にとらわれず、市内全域を自由に利用することができるサービスです。

3 広域型サービスの整備

平成31年4月1日より本市が中核市に移行したことに伴い、介護保険法に基づく介護サービス事業所の指定・指導等の権限が山梨県より移譲されました。介護老人福祉施設等の広域型施設については、山梨県との協議を行った上、整備を行います。

4 日常生活圏域ごとの人口・高齢者数等の推移



本市においては、令和2年4月1日の高齢化率は29.5%で、国（28.6%・総務省「人口推計」確定値による）を上回る速さで高齢化が進行しています。（山梨県（30.4%・山梨県「高齢者福祉基礎調査」による）

また、日常生活圏域ごとの高齢化率をみると中央圏域と北圏域の高齢化率は、30%を上回り、介護認定率も中央圏域は22.7%と高くなっています。

5 第8次計画における人口及び高齢者等の推計

総人口及び第1号被保険者数の推計

単位：人／％

	R3	R4	R5	R7	R22
総人口	185,944	184,728	183,430	179,090	154,956
第1号被保険者数	55,395	55,264	55,216	56,700	60,156
うち65～74歳	25,014	23,988	23,065	22,098	24,913
うち75歳以上	30,381	31,276	32,151	34,602	35,243
高齢化率（％）	29.8	29.9	30.1	31.7	38.8

第8次計画における総人口及び第1号被保険者数（65歳以上）の推計値は、いずれも減少するものの、高齢化率は上昇するものと見込まれます。

第1号被保険者における介護度別認定者数の推計

単位：人

	R3	R4	R5	R7	R22
要支援1	611	610	611	638	630
要支援2	1,136	1,136	1,138	1,188	1,185
要介護1	1,801	1,805	1,808	1,889	1,905
要介護2	2,643	2,646	2,658	2,776	2,871
要介護3	2,267	2,279	2,293	2,408	2,534
要介護4	1,483	1,489	1,497	1,568	1,658
要介護5	945	945	949	998	1,049
計	10,886	10,910	10,954	11,465	11,832

第8次計画の第1号被保険者（65歳以上）における認定者数の推計値は微増するものとみております。中長期的な認定者数の傾向は増加し、令和22年度には11,097人になると見込まれます。

6 サービス種別ごとの方針について

第8次計画では、将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量を確保し、地域のニーズに応じた在宅サービスと施設のバランスがとれた基盤整備を促進します。

特に、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年（令和7年）や高齢者人口の推計値がピークとなる2040年（令和22年）に、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加に対応できるよう中長期的な視点のもと、サービス基盤の整備を行っていきます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で介護が必要な人に定期的な巡回訪問や、24時間随時通報を受け、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を提供するサービスです。

第8次計画における1月あたりの利用者の推計値は、増加を見込んでいます。第7次計画までの整備状況において、西圏域、中央圏域、東圏域の3事業所（定員制限なし）が整備されており、北圏域については、西圏域の事業者によるサービスの提供を実施しています。

地域包括ケアシステムを支える中心的なサービスとして位置づけていることから、全圏域でのサービスの提供を実施するため、南圏域（1施設）の整備を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	48	48	64	67	84	84	84	84

(2) 夜間対応型訪問介護

自宅で介護が必要な人に、夜間において、定期的な巡回訪問や通報を受け、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を提供するサービスです。

本市においては、現在、サービス提供をする事業所がありません。また、同等のサービスが「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」で提供されているため、第8次計画では、整備を行いません。

(3) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な指定通所介護事業所に通所する要介護者に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

このサービスは、すでに多くの事業所がサービスを提供しており、今後も、さまざまな事業者が参入することが想定されることから、これまでと同様、公募による指定事業者の選定を行わず、届出による事業者の指定を行い、必要量の確保を図っていきます。

ただし、第8次計画の計画値を上回るサービスの利用が見込まれる場合は、事業者の指定を行わないこととします。

(4) 認知症対応型通所介護（介護予防）

認知症の要支援者や要介護者が自宅で日常生活を営めるように、デイサービスセンターにおいて、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

現状、市内には14事業所（合計定員114人分）が稼動しており、第8次計画における

1月あたりの利用者の推計値は、微増傾向を示しています。

このサービスは、全国的にも稼働率が低いサービスとされていますが、認知症高齢者数の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護事業所による「共用型指定認知症対応型通所介護（共用型認知症デイサービス）」を提供すること（H31実績：3事業所9人）により、第8次計画では施設整備は行わず、本サービスの普及促進を図っていきます。

認知症対応型通所介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	50	59	51	52	54	56	58	61

(5) 小規模多機能型居宅介護（介護予防）

要支援者や要介護者の自宅、またはサービス拠点において、もしくは短期間宿泊することで、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

第8次計画における1月あたりの利用者の推計値は、概ね一定の利用量で推移すると見込まれており、第7次計画までの整備において、6事業所（合計170人定員分）が稼働していることから、第8次計画では、整備を行いません。

小規模多機能型居宅介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	98	106	119	133	133	133	133	133

(6) 認知症対応型共同生活介護（介護予防）

認知症高齢者が、共同生活をする住宅（グループホーム）で、スタッフが入浴や排泄、食事等の介護や日常生活の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

第7次計画までの施設整備において、30事業所（合計定員445人分）が確保される見込となっております。

合計定員に対する利用率が96%であることから、令和5年度までには444人分の定員（426人《R5見込量》÷96%）の確保が必要と考えられますが、第7次計画までの整備において、30事業所（合計445人定員分）が稼働していることから、第8次計画では、整備を行いません。

認知症対応型共同生活介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	389	392	404	426	426	426	426	426

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な特定施設（有料老人ホーム等）に入居している人に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練並びに療養上の世話を提供するサービスです。

第8次計画における1月あたりの利用者の推計値は、概ね一定の利用量で推移すると見込まれており、第7次計画までの整備状況において、2事業所（合計定員58人分）が確保されていることに加えて、山梨県との協議において、サービス付き高齢者向け住宅等からの特定施設入居者生活介護転換を58床予定していることから、第8次計画では、整備を行いません。

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	47	45	46	46	46	46	46	46

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する人に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練並びに療養上の世話を提供するサービスです。

令和2年4月1日現在の特別養護老人ホーム待機者数から、施設入所を希望する人数が1012人と推計される一方、施設からの退所等により、第8次計画期間中に入所可能な人数は987人^{※1}と推計されることから、残り25人分が不足すると見込まれます。

山梨県との協議において、第8次計画期間中に、広域型特別養護老人ホームにおける併設短期入所施設の特別養護老人ホーム転換を20床予定していることを踏まえ、第8次計画では1施設（29人分）の整備を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	366	412	425	475	475	475	504	504

※1 700人《R2、10月広域特養利用者数》+ 475人《R2年度未整備分を含む地域密着型特養老人ホーム定員見込》=1,175人

第7計画期間中に入所可能な人数 ⇒ 1,175人 × 28% × 3年間 = 987人

○全国の介護老人福祉施設の平均在所日数は1,284.5日。〈1,284.5日 ÷ 365日 ≒ 3.5年〉

施設利用者は、計算上、平均約3.5年で退所となることから、1年あたり28%が退所すると推計される。

令和2年10月1日現在

日常生活圏域	認定を受けている 高齢者数	事業所数	合計定員	充足率	待機者数
西圏域	1,933	3	87	4.50%	303
中央圏域	1,598	2	49	3.07%	152
北圏域	2,377	3	87	3.66%	257
南圏域	2,966	7	194	6.54%	549
東圏域	1,910	2	58	3.04%	121
計	10,784	17	475	—	1,382

※事業所数、合計定員は、令和2年度末に整備予定の事業所数を含む。

※充足率は、令和2年度末の整備予定の充足率である。

※待機者数は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の要介護3～5の待機者であり、重複申請、在宅待機以外の者を含む。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

自宅で介護が必要な人に、訪問看護と小規模多機能型居宅介護などを組み合わせることで、効果的かつ効率的なサービスを一体的に提供するサービスです。

第8次計画における1月あたりの利用者の推計値は、概ね一定の利用量で推移する傾向にあり、第7次計画までの整備状況において、2事業所（合計定員58人分）が確保されています。

「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」については、定員が確保されていること、及び訪問看護と小規模多機能型居宅介護の併用することで同等のサービス提供が可能であるため、第8次計画では、整備を行いません。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	46	46	51	51	52	52	52	52

平成31年4月1日より本市が中核市に移行したことに伴い、介護保険法に基づく介護サービス事業所の指定・指導等の権限が山梨県より移譲されたことから、広域型の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等についても併せて整備を進めるものとします。

山梨県との協議の結果、次のとおり2つのサービスにおいて整備を行います。

(1) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事の介護、その他生活全般にわたる支援、機能訓練・療養上の世話をを行い、施設等で能力に応じ自立した生活ができるように利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の機能向上を目指します。

現在、市内に3施設（定員134人）が整備されています。山梨県との協議の結果、県内待機者数の削減及び家族介護者の負担軽減を目的とし、サービス付き高齢者向け住宅等からの転換整備（58床分）を行います。

特定施設入居者生活介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	131	125	125	125	125	149	184	184

(2) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員30名以上のもので、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理・療養上の世話をを行います。

現在、市内に12施設（定員747人）が整備されています。山梨県との協議の結果、県内待機者数の削減及び家族介護者の負担軽減を目的とし、併設型施設の介護老人福祉施設への転換整備（20床分）を行います。

※併設型施設：短期入所生活介護を行う事業所が、介護老人福祉施設等の施設に併設されているタイプ。

介護老人福祉施設の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
利用者数	710	703	696	699	716	716	716	716

7 サービス計画一覧表

(1) 募集する「介護サービス」事業及び募集数

整備予定箇所数（床数）

サービス/年度	令和3年	令和4年	令和5年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	0
特定施設入居者生活介護	0	0	(58)
介護老人福祉施設	(20)	0	0

(2) サービス別圏域別募集箇所数（床数）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
南圏域				1	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
全圏域	1				

特定施設入居者生活介護

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
全圏域	(58)				

介護老人福祉施設

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
全圏域	(20)				

IV 各種サービスの公募指定に関する事項

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者指定方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所の指定については、介護保険法第78条の13の規定の基づき、それぞれの見込量の確保及び質の向上のために、特に必要があると認められるとき、市町村長が指定する期間中は、市町村長が指定する区域に所在する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業所を、公募により指定することになっています。

第8次計画においては、現在の整備状況を踏まえ、南圏域を指定区域として、1施設（事業者）の選定を行うこととします。

(1) 市町村長指定期間（介護保険法第78条の13）

市町村長が指定する期間は、第8次計画期間である令和3年4月1日から令和6年3月31日までとします。

(2) 市町村長指定区域（介護保険法第78条の13）

市町村長が指定する区域は、次のとおりとします。

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
南圏域				○	

(3) 公募指定の有効期間（介護保険法第78条の15）

公募指定の有効期間は、その指定の日から起算して6年とします。

(4) 効力が生ずる日（介護保険法第78条の16）

令和3年4月1日

2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業者指定方法

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業者の指定については、日常生活圏域における必要利用定員総数の確保及び介護保険事業の適切な運営のために、第8次計画期間中は、指定候補事業者を公募により選定し、施設整備終了後に介護保険法の規定による基準等を満たしている場合に指定を行うものとしします。

(1) 事業候補者の公募対象サービス（介護保険法第78条の2）

介護保険法第78条の2の規定のうち地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、公募のみの指定とします。

(2) 日常生活圏域（介護保険法第117条）

日常生活圏域は、第8次計画に定める日常生活圏域の5圏域とします。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
全圏域	○				

3 特定入居者生活介護（転換）の事業者指定方法

高齢者が住み慣れた環境での生活を継続できる環境整備を目的として、サービス付き高齢者向け住宅等から特定入居者生活介護への転換を希望する事業者を公募により選定し、施設整備終了後に介護保険法の規定による基準等を満たしている場合に指定を行うものとしします。

(1) 事業候補者の公募対象サービス（介護保険法第70条）

介護保険法第70条の規定のうち特定入居者生活介護について、公募のみの指定とします。

(2) 対象事業所

サービス付き高齢者向け住宅等を運営する事業所とし、指定圏域は市内全域とします。

(3) 募集数

58床

4 介護老人福祉施設入所者生活介護（短期入所生活介護からの転換）の事業者指定方法

高齢者が住み慣れた環境での生活を継続できる環境整備を目的として、広域型介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護から介護老人福祉施設への転換を希望する事業者を公募により選定し、施設整備終了後に介護保険法の規定による基準等を満たしている場合に指定を行うものとします。

(1) 事業候補者の公募対象サービス（介護保険法第86条）

介護保険法第86条の指定介護老人福祉施設について、公募のみの指定とします。

(2) 対象事業所

広域型介護老人福祉施設に併設する既存の短期入所生活介護事業所とし、指定圏域は市内全域とします。

(3) 募集数


20床

5 各種サービスの募集期間


市町村長指定期間（令和3年4月1日から令和6年3月31日）のうち、各種サービスに募集期間を設けます。募集期間については、広報、ホームページにて周知します。

V 指定申請（事業所開設）までの流れ


市町村長指定期間の設定及び公募の実施

- 
- 市町村長指定期間を令和3年4月1日～令和6年3月31日に設定。
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、圏域指定となっているサービスのひとつであり、未整備となっている南圏域の整備の実施
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の公募の実施
 - 介護老人福祉施設入所者生活介護（短期入所生活介護からの転換）の公募の実施
 - 特定入居者生活介護の公募の実施
 - 市町村長指定期間のうち、各サービスに募集期間を設け、選考基準を設定し、本市選定委員会にて指定候補事業者を選定（募集については、広報、HPにて掲載します。）

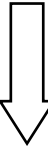
事業者の決定

- 
- 本市選定委員会の審議を経て、指定候補事業者を選定し、市長決定。

事業開設の準備

- 
- 指定候補事業者は、地元への説明会・建築許可の申請・農地転用の申請等、事業開設に必要な準備。
 - 指定候補事業者は、事業開設時期を考慮に入れながら建築業者を決定。

指定の申請

- 
- 指定申請書により人員面・設備面・運営面を精査し、指定の要件を満たしていれば、地域密着型サービス事業者として指定。

事業所開設

Ⅵ 事業所指定のスケジュール及び公募要領

各年度において公募する「地域密着型サービス」の詳細（応募期間等）については、別途「第8期 甲府市介護サービス指定候補事業者公募要領」に定めます。

Ⅶ その他

介護医療院への転換については、令和3年2月1日時点において介護療養型医療施設または、医療療養病床であるものに限ります。

Ⅷ 適用

この基本方針は、第8次計画期間中に適用するものとし、令和3年4月1日より効力が生ずるものとします。